

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 28 年 5 月 13 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 議案第 4 号 農用地利用集積規定による申出書に対する意見の決定について
- 議案第 5 号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名
出席 16名
欠席 3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	欠
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	吉村 孝信	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	出
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	欠
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青本 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 三善 晋二
係長 加来 孝幸

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成28年5月の定例総会を開催いたします。
出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。
本日の議事録署名委員は5番今吉里見委員さんと、6番寺光正博委員さんをお願いします。
会議書記は事務局職員の加来さんをお願いします。
次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件でございます。
全7件は所有権移転に関するものです。
「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」
全7件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1、2

17番委員発言 通り番1及び2について説明いたします。
通り番1について、譲渡人の●●●●●氏と譲受人の●●●氏は兄弟です。場所は沓川から県営住宅へ行く市道の海側で、生コンの会社があったところの川を挟んで上側の農地になります。●●●氏は北九州に住んでおり、耕作ができないため靖氏に贈与することです。

続いて、通り番2について、譲渡人の●●●●●氏と譲受人の●●●●●氏は親子です。農地が三毛門に2筆、森久に5筆あります。●●●氏が高齢で耕作できなくなったため、子の●●●氏に贈与することです。

どちらも間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3

8番委員発言 通り番3について説明いたします。
通り番3について、場所は高田の一番上になります。譲受人である●●●●●氏の屋敷の隣にあり、今まで何も作っておらず、草が伸びておりました。譲渡人の●●●●●氏が管理に困っていたところ、

●●氏が買い受けて畑として利用しながら管理していくということです。

間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4、5

7番委員発言 通り番4及び5について、関係がありますので続けて説明いたします。

通り番4、5について、農業の利便性を高めるため、●●●●氏と●●●●氏の農地を交換移転するものです。広域農道近くに●●氏の農地が●●氏の農地に挟まれてあるものと、千束公民館近くにある奥村氏の農地とをお互いに交換するというものです。

間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4、5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番6

3番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6について、譲渡人の●●●●氏は北九州市に住んでおり、譲受人の●●●●氏が●●●●氏の古家を購入することになり、それに農地が付属していたものです。

間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

12番委員発言 農地の場所はどの辺りですか。

3番委員発言 合河轟線沿いでサンビレッジの手前になります。昔、合河保育園があったところの坂を下りていったところです。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番7

6番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7について、譲受人の●●●●氏と譲渡人の●●●●氏はおじ、甥の関係になります。何らかの理由で●●●●氏の農地を●●●●氏の農地にしていたものを元に戻すということです。耕作はずっと●●●●氏が行っており、何も問題ないものと思われま

す。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から7は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から7について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

18番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は旧国道10号線を北九州方面へ行き、前川の中川橋を越えてすぐのところで、左側にコスモス薬局が建っている場所の道を挟んで反対側になります。目的については、●●●●氏が●●●●●●●●氏の農地を購入し、太陽光発電のパネルを設置するということです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

7番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、●●●●●氏が●●●●●氏の農地を借り受けて、自己住宅を新築するということです。●●氏は●●氏の娘婿になります。場所は千束の自由市場から60メートルくらい求菩提側に上った左手になります。生活排水は合併浄化槽で処理して、県道の側溝に流すそうです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から2について、原案通り可決いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 議案第4号 農用地利用集積規定による申出書に対する意見の決定について、地元の委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局 新規契約の34番についてはすでに●●●●●との契約があり、この1件を除いた分でご審議をお願いします。

議長 利用集積の内容について何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農用地利用集積規定による申出書について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 続いて、議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 「議案第5号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書をもとに説明」
内容及び目標に対する評価の案、活動に対する評価の案についてご審議をお願いします。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。

11番委員発言 去年の認定農業者は何経営だったのですか。

三善局長 今年は45経営で、2経営増えた分を引いて昨年末で43経営でした。少しずつではございますが増えています。

6番委員発言 違反転用の関係で、解消の目標数値というのはどういう具合に設定しているのですか。

三善局長 違反転用に対する目標というのは設定しづらく、県の様式には挙げるようになっているので毎年同じ数字を挙げています。算出基準はございません。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第5号の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号について、原案通り可決いたします。

事務局 補足説明いたします。この点検・評価（案）ですが、市のホームページ上に掲載して、1ヶ月間意見募集を行います。毎年行っていますが意見が出てきたことは無く、何も意見が無いときはこの案どおり決定いたします。また、平成28年度の活動計画についてですが、これまでとやり方が変更になっており、来月の総会時に活動計画（案）について説明をいたします。そこで原案通り可決されれば、活動計画として決定し、縦覧期間を1年間設けて翌年の活動計画を立てるときに出てきた意見を反映するという事となっております。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって5月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時40分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 28 年 5 月 26 日


議長

松本克己 

5番委員

今吉里見 

6番委員

寺光正博 



Faint, illegible text or markings in the center of the page.